

第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)

—環境から拓く 新たなゆたかさへの道—

参考資料1

環境基本計画とは

環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」であり、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱。

沿革

平成 5年 環境基本法制定
平成 6年 第1次計画
平成12年 第2次計画
平成18年 第3次計画

第一部 環境の現状と環境政策の展開の方向

目指すべき持続可能な社会の姿

環境の現状と環境政策の課題

今後の環境政策の展開の方向

- 1 環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上
- 2 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- 3 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組
- 4 国・地方公共団体・国民の新たな役割と参画・協働の推進
- 5 国際的な戦略を持った取組の強化
- 6 長期的な視野からの政策形成

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

重点分野政策プログラム

事象別の分野

1. 地球温暖化問題に対する取組
2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
3. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組
4. 環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組
5. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
6. 生物多様性の保全のための取組

事象横断的な分野

7. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
9. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
10. 国際的枠組みやルールの形成への貢献等の国際的取組の推進

環境保全施策の体系

第三部 計画の効果的実施

各主体による環境配慮と連携の強化 指標等による計画の進捗状況の点検 等